

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙官発第7号、乙生発第7号
乙刑発第7号、乙交発第8号
乙備発第8号、乙情発第8号
令和2年6月18日
警察庁次長

社会の変化が治安情勢に与える影響への適切な対処について（依命通達）

警察は、社会の変化に適応し、新たに生じ、又は変容する治安上の課題に適切に対応していく必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、社会全体で「新しい生活様式」を定着させることが求められている。こうした中、対人接触や移動に伴う感染回避の観点から、コミュニケーション手段がオンラインを中心としたものへ移行し、様々な場面においてサイバー空間や先端技術の利用が拡大するなど、国民一人一人の行動が変化していくと考えられる。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響は、これにとどまらず、国際情勢や各国の経済にも及び、我が国の産業構造や都市と地方の関係性等、我が国の社会を急速に、かつ、大きく変容させていく可能性がある。

こうした社会の変化は、治安情勢にも大きな影響を与える可能性があることから、警察としては、引き続き、国民の安全・安心を確保していくため、脅威となり得る情勢の変化等を鋭敏に把握していくことが重要である。

各位にあっては、国民の生活様式の変化やサイバー空間の利用拡大等に伴う犯罪情勢の変化に関する実態把握を行うとともに、治安上の脅威となり得る組織・勢力の動向等についての情報収集活動を強化し、情勢に応じて必要な対策を講じるなど適切な対処に努められたい。

命により通達する。